

今月の経理情報

2007年 7月

今回のテーマ： 外形標準課税の留意点

期末資本金1億円超の法人に適用される外形標準課税の留意点は、つぎのとおりです。

1. 付加価値割

(1) 報酬給与

アルバイトへの賃金	雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の対価として支払われるもので、従業員等の給与のほか非正規職員の給与も対象。
通勤手当、宿直手当等	所得税非課税部分は報酬給与額の対象外。
出向者給与・退職金の負担金	出向先が出向元に支出する給与・賞与負担金は報酬給与額の対象。退職金負担金は対象外。
期末未払給与	原則として法人税法上、損金の額に算入した場合対象。
事務費掛金	年金の給付に当てる目的以外の費用のため、報酬給与額の対象外。

海外で勤務する従業員に対する給与等も報酬給与額に含まれます。

(2) 純支払賃借料

共益費	賃借料と区分されている場合には、共益費は支払賃借料の対象外。
敷金・礼金	敷金・礼金は支払賃借料の対象外。ただし、家賃を敷金から充当した場合は対象。
従業員社宅	社宅の借上料に係る賃借料は支払賃借料。従業員より徴収した負担金は受取賃借料。
道路等占用料、電柱敷地料	土地の賃借料となるため対象。

動産（機械や自動車など）にかかる賃借料は含まれません。

(3) 純支払利子

利子税、延滞金、還付加算金	損金に算入される利子税、延滞金は支払利子に含め、還付加算金は受取利子に含めます。
保証料	融資に対する保証料は利息的性格がないため対象外。

2. 資本割

期中の増減資	日割計算をせず、事業年度末日の資本金等の額で計算します。
資本の欠損てん補	平成20年3月31日までに開始する事業年度に限り、平成13年4月1日から会社法施行の日の前日までの間に、欠損のてん補に当てる目的で資本金等の取崩があった場合、課税標準からその金額を控除できます。

お見逃しなく！

1. 多額の利益計上会社の場合、一般的には、外形標準課税のほうが有利です。
2. 会計処理・・・付加価値割及び資本割の金額は、販売費・一般管理費に計上します。
3. 報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料の計算の際、税込経理の場合であっても消費税は除いて計算します。
4. 税率は各都道府県で異なるため、それぞれの税率に留意してください。